

第3節 基本目標3「安 安心して暮らせるまち」を実現するために

松阪市を安心して暮らせるまちにしていくために、以下のような取り組みを住民と行政、社会福祉協議会が協力して進めます。

安 安心して暮らせるまちを実現するための取り組みの概要

住民主体の活動への提言

- 地域で情報を共有して、向こう三軒両隣の助け合いを進めましょう
- 登下校の見守り・地域のパトロールなどの活動を進めましょう
- 地域で高齢者を支える見守り(ごみ出し・悪徳商法の撃退等)活動を進めましょう
- 子育て世代も安心して地域の行事に参加できるような取り組みを進めましょう
- 災害時要援護者のカルテの作成を進めましょう
- 地域で防災マップの作成を進めましょう
- 地域で健康づくりのための輪を広げましょう

市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

(福祉サービスの利用支援)

- 民生委員・児童委員会活動の支援を充実させます(市)
- 地域福祉権利擁護(日常生活自立支援)を充実させます(社会福祉協議会)
- 法律相談(サテライト法律相談)を充実させます(社会福祉協議会)
- 悪徳商法・多重債務対策を進めます(市)

(地域公共交通システム)

- 地域公共交通システムの充実を検討します(市)

(防災システム)

- 防災システムの確立を検討します(社会福祉協議会、市)

1. 住民主体の活動への提言

安 活動の具体例

こんな取り組みを進めましょう

地域の情報共有で安心して暮らせる地域に

民生委員さんや自治会長さんが中心となって自分の隣近所の高齢者の情報を共有していく仕組みをつくるのが大切です。個人情報という大げさなものではなく、ちょっとした情報共有がいざという時に役立つのです。誰がどんなことで困っているか、まず知ることが重要です。隣近所のちょっとした手助けが、安心して地域で暮らせる基盤となるのです。

こんな取り組みを進めましょう

子どもたちへの地域の見守り活動の実施

子どもたちの登下校時などに子どもたちを見守るボランティアを地区福祉会や自治会の活動として取り組んでみてはどうでしょうか。こうした活動が定着することで結果として不審者や空き巣、悪徳業者が近づけない安心して暮らせる地域づくりを進めていくことができます。子どもたちが自然とあいさつを交わすようになったり、交流するきっかけになったりするという世代間交流の効果もあるようです。地域の子どもたちが大人に見守られながら育っていくことは、子どもたちの「育ち」にも意義ある取り組みになります。

こんな取り組みを進めましょう

子育て世代も行事に参加しやすくする民生委員・児童委員の取り組み

行事に参加する若い世代のお母さんたちは、子どもを預かってもらうことで安心して行事に参加することができます。民生委員・児童委員さんが託児のボランティアを引き受けて、若いお母さんが安心して行事に参加できるようにしてはどうでしょうか。先輩ママのアドバイスも若いお母さんたちにはありがたいものです。ちょっとしたアイデアが地域の安心につながっていくのです。

こんな取り組みを進めましょう

民生委員・児童委員が中心となって地域の災害時要援護者のカルテづくり

民生委員・児童委員が、災害時に不安のある方々に直接聞き取りを行ってカルテをつくることで、いざというときに誰がどんな助けを欲しているか、把握しておくことができます。こうしたカルテづくりは、災害時に限らず、地域の支援を必要とする人とのコミュニケーションのきっかけともなります。ただし、こうした個人情報に関わる取り組みは、市の統一した方針が求められます。

近年、地域の安全で安心な暮らしを脅かすような様々な犯罪被害などが起こっています。特に、子どもたちを狙った犯罪や、悪徳商法・次々販売といった高齢者や知的障がい者が被害にあう悪質な訪問販売などが問題になっています。地区福祉会や、民生委員・児童委員が中心となって、ひとり暮らし高齢者、登下校時の子どもなどの見守り活動を組織して、安心して暮らすことできる地域をつくり出していきます。子どもたちの見守り活動を進めることは、結果として不審者や空き巣、悪徳業者を近づけない地域づくりにつながっていきます。また、ひとり暮らしの高齢者の見守り活動は、地域で情報の共有を図り、無理のない範囲で進めていくことが重要です。ちょっとしたゴミ出しなどで安心して暮らせる高齢者もたくさんいらっしゃるのです。

さらに、地震や台風被害といった自然災害は、いつ・どこで起こっても不思議ではなく、こうした自然災害による被害も私たちの安心で安全な暮らしを脅かす心配があります。実際、風水害などで避難した高齢者からは、様々な不安の声が聞かれているようです。災害時要援護者のカルテづくりは、こうした高齢者の不安に応える取り組みです。

地域の安心で安全な暮らしを守っていくためには、行政の取り組みはもちろんのこと、小地域での見守りや支え合いといった「ご近所の底力」が極めて重要な役割を果たすことがわかっています。犯罪者や悪徳業者がはいってくるできない地域づくり。いざというときに真っ先に安否の確認をすることができるような日頃からの地域づくり。こうした地域の力が重要なのです。

こうしたことを踏まえて、登下校時の見守りや地域のパトロール、地域で高齢者を支える見守り活動などを、地区福祉会などが中心になって立ち上げ、進めていきます。また、民生委員・児童委員などを中心に、災害時要援護者のカルテ作成を行い、いざというときにまず身近な地域の人が最初の手助けを行えるような体制を整えていきます。

加えて、安心して暮らせるまちの実現には、地域に住む一人ひとりが健康であり、地域も個人の健康を支えることができることが大切です。健康を病気や障がいがないということではなく、人が心豊かに暮らせるための大切な資源の一つとしてとらえ、身体的にも精神的にも社会的にも健やかで良好な状態になることをめざしましょう。そのためには、どんどん地域に出て、行き交う人に声をかけ、人とつながりあうことが自分を健康にし、地域を健康にしていきます。

もっともっと、素敵な自分をめざしましょう。そのために、個人をとりまく家庭、仲間、地域、学校、職場、行政などが一体になって、健康づくりを支援でき、生活の質の向上を最終ゴールとして、その人らしく生き生きと暮らせる快適で健やかな地域社会の整備を進めていきます。

地域が安全であったり、町並みがきれいだったり、季節感や歴史を感じることができ、みんなが地域を大切にしている、子どもから高齢者、障がい者、妊婦さん、外国人、みんなが出かけたくなるような、安心で健やかな住みよいまちにしましょう。

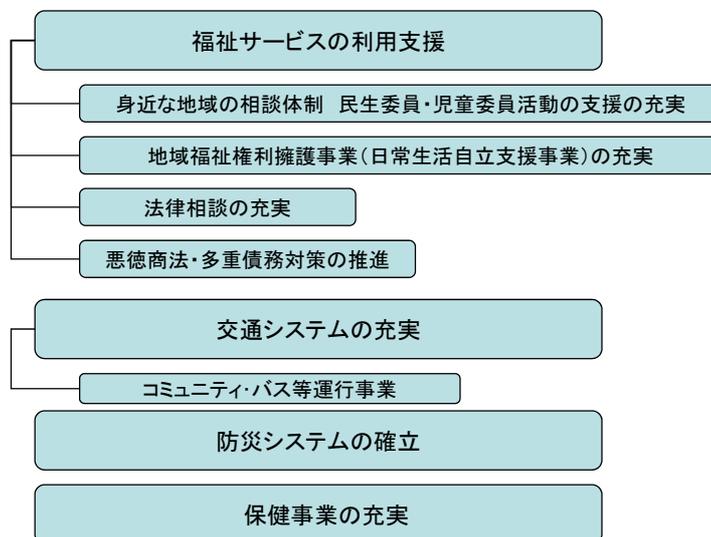
100人委員会からの意見

こんな意見が出されました！

- ◇ 災害を想定して地域で防災訓練を行う
- ◇ 緊急時の対応のマニュアル化を進める
- ◇ 避難所の利用は子どもや災害弱者優先のルール化をする
- ◇ 地域の訓練への参加（機会を多くする）を進める
- ◇ 避難用持ち出し袋の準備と点検
- ◇ 災害時非常持ち出し袋や備品の常備と定期確認をする
- ◇ 家屋の耐震対策や家具の転倒防止の工夫をする
- ◇ 回覧板・通信などによる防災情報の提供を進める
- ◇ お互いに隣近所の家族を知る どのような支援が必要か知るようにする
- ◇ 中学校区、小学校区等で防災連絡協議会をつくり情報交換する
- ◇ 自治会を中心に話し合い、自主防災組織を見直し関係機関、団体等と連携する
- ◇ 地域防災ボランティアを育成する
- ◇ 危険箇所の把握・対策
- ◇ 自警団の設立・消防団等を充実させる
- ◇ 小学校単位、老人会、自治会、企業によるパトロール隊の巡回を行う
- ◇ 自治会、老人会、PTA、地域ボランティアでパトロールを行う
- ◇ 交通指導するボランティアの数を増やす
- ◇ 市民全体の交通教室の徹底
- ◇ 安全な河川敷の活用を進める
- ◇ 安心して美味しい作物がとれる
- ◇ いろいろの生物が住める
- ◇ 地域の住民・福祉資源の協力
- ◇ 買い物を助けてくれる人がいる
- ◇ ゴミ出しを手伝ってくれる人がいる
- ◇ 安全に遊べる 遊びのリーダーづくりを進める
- ◇ 交通 NPO を設立する
- ◇ 高齢者にとって生きがいになることをみんなで考え健康につなげる

2. 市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

② を具体化する政策・取組みの体系



(1) 福祉サービスの利用支援

福祉制度は、行政による措置から事業者との対等な契約へと変化しています。利用者自らが選択し、その内容や質を見極める力が求められるようになってきています。しかし、安心してサービスを利用し、暮らし続けていくためには、全てを利用者の選択に任せるだけではなく、サービスの利用を支援する仕組みが不可欠です。そこで、松阪市では福祉サービスの利用支援として以下の施策を重点的に進めていきます。

①身近な地域の相談体制 民生委員・児童委員活動の支援の充実<市>

<現状>

民生委員・児童委員のみなさんは、もっとも身近な相談者として住民の立場に立ち、福祉サービスの相談や利用支援の活動を行ってきました。今後とも身近なところで相談相手となる民生委員・児童委員の活動は地域福祉を推進していくために極めて重要です。

<課題>

- ◇ 民生委員・児童委員の活動は、自発的な協力によって支えられており、あまりに負担が大きいところした活動を継続していくことが難しくなっています。
- ◇ 地域での担い手の不足や、地域の理解不足などが指摘されています。

<取り組みの方向>

- ◇ 今後とも民生委員・児童委員の活動を支援し、その質を高めるために研修の機会等を増加させるとともに、民生委員・児童委員の活動が理解されるよう、啓発に努めます。

- ◇ 民生委員・児童委員の活動をサポートするための地域福祉の推進役である「福祉サポーター」（仮）の養成を検討していきます。

②地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の充実

<社会福祉協議会>

<現状>

地域で安心して暮らし続けるためには、その人の権利が守られることが不可欠ですが、残念ながら特に社会的弱者と呼ばれる人たちの権利侵害の事案は深刻になるばかりです。権利侵害には、身体的・経済的な虐待、悪徳商法・次々販売といった消費者被害などが挙げられます。虐待に関しては、平成 18 年（2006 年）4 月より高齢者虐待防止法が施行され、地域包括支援センターを中心として取り組みがなされているところではありますが、十分ではないのも現状です。

このような状況の中で、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、判断能力の十分でない人が、福祉サービスを選択・契約により利用できるよう、福祉サービス事業者との契約手続きや利用料の支払い等を援助することです。地域で安心した生活が続けられるよう、福祉サービスを適切に利用する権利を擁護することを目的にして、そのための①福祉サービス利用援助サービス、②日常的金銭管理サービス、③書類預かりサービスを実施しています。

平成 11 年（1999 年）10 月の事業開始以来、三重県全体では累計相談件数 28,600 件、契約件数約 800 件となっており、途中解約を差し引き、実利用者数は約 560 件と推移してきています。

松阪市においては平成 19 年（2007 年）10 月現在、実利用者数は 75 件となっており、契約見込みの相談中案件を含めると平成 19 年度（2007 年度）中に 90 件を超えることはほぼ確実と予想されています。

<課題>

- ◇ 相談内容が年々複雑化し、権利侵害事例への対応や成年後見制度との連携が求められる事例が増えており、契約に至るまで長期に渡ることが多々あるという課題があります。
- ◇ 松阪市社会福祉協議会では、現在 75 件の利用者に対し専門員が 2 名で相談業務を行っていますが、相談内容の複雑化によって事業の目的を果たしていくことが難しくなっています。
- ◇ 地域で安心して暮らし続けていくためには、判断能力の衰えに応じたサービス利用支援や適切な金銭管理のためのサービスが不可欠です。今後、専門相談員体制の増員や、専門性の向上のための機会を設けていくことが必要です。それにより、潜在的な利用ニーズの発掘や、外部関係機関との連携の強化を図っていく必要があります。

<取り組みの方向>

- ◇ 地域福祉権利擁護事業における専門相談員（現状 2 名配置）の増員を検討します。

- ◇ 住民や関係機関への地域福祉権利擁護事業の周知を徹底し、わかりやすく、利用しやすい相談支援体制を整えます。
- ◇ 地域の民生委員・児童委員や地区福祉会や、地域包括支援センターなどの専門職とも連携し、ニーズの掘り起こしを進めます。また、地域での見守りによって事前に被害を防ぐことができるような体制づくりを支援します。

③法律相談の充実＜社会福祉協議会＞

＜現状＞

現在、『だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を目指して、松阪市福祉会館において毎月第2・第4木曜日（午後1時から5時まで）弁護士2名による法律相談を実施しています。相談内容としては、相続関係や離婚といった親族関係や、負債・債務に関する相談等様々な相談が寄せられています。

＜課題＞

- ◇ 一日あたりの定員は15名であり、午前8時30分の受付時において定員を満たすことがほとんどという現状にあります。電話での予約を行っていないため、遠方の住民の利用が困難になるという課題があります。

＜取り組みの方向＞

- ◇ より多くのニーズに応えられるようサテライト（出張）の法律相談の実施を検討します。

④悪徳商法・多重債務対策の推進＜市＞

＜現状＞

商品の情報量等において弱い立場にある消費者を狙った悪徳商法に対する啓発活動や相談事業は、三重県消費生活センターをはじめとする関係機関と連携しながら商工観光課で対応しております。啓発に関しては、市広報やホームページによる周知に努めています。また、年間を通じて寄せられる消費生活相談では、架空請求に関する問い合わせをはじめ、訪問販売や多重債務に関する相談が増加しております。

＜課題＞

- ◇ 特に、高齢者等を狙った悪徳商法については、冷静な判断ができないままに、言葉巧みに契約させられていくケースがみられることから、より地域に根ざした消費者啓発が必要と考えています。

＜取り組みの方向＞

- ◇ 消費者トラブルにあわないよう、地域における見守り活動等の取り組みを支援していきます。
- ◇ 地域包括支援センターや地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）など、専門職の活動と住民の地域での活動が力を合わせ、こうした被害を未然に防止するような仕組みを検討します。

(2) 地域公共交通システムの充実<市>

移動手段の確保は、安心して暮らすために不可欠です。特に、高齢者や障がい者は、移動手段の選択がままならず、引きこもりがちになってしまったり、買い物、通院、公共機関の利用、余暇などに深刻な影響を及ぼします。そこで、市内の移動を便利にするために、効率的・効果的な交通体系を構築していく必要があります。

松阪市では「松阪市公共交通協議会」が設置され、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関することが協議されています。

地域公共交通システムに関しては、「松阪市地域公共交通システム報告書」でその方針が示され、従来の行政主導の整備ではなく、行政と地域が相談しながら地域にあった公共交通を検討するとともに、運行にあたっては地域が相応の協力と負担を行うことが前提であると確認されています。

①コミュニティバス等運行事業<市>

<現状>

鉄道や路線バスではカバーされていない公共交通が不便な地域への生活交通の確保、交通利便性の向上及び交流活動の活性化を目的に、コミュニティバスの運行を行っています。

	平日便数	休日便数	年間利用者
市街地循環バス	16 便	15 便	80,135 人
飯南コミュニティ・バス	4 便	運休	3,153 人
宇気郷(飯福田・柚原線)	2 便	2 便	226 人
〃(与原・深長線)	4 便	4 便	96 人
黒部・東地区	11 便	運休	6,164 人
空港アクセス・三雲松阪	19 便	19 便	5,892 人

(平成 18 年度公共交通システム一覧)

<課題>

◇ 特に山間部や人口の少ない地域においては、買い物や通院等に公共交通が果たす役割は極めて重要ですが、地域の需要に適した運行手段を用いたコミュニティ・バス等の運行が課題です。

<取り組みの方向>

- ◇ 各地域の自治会が主体となって設置される公共交通運行検討委員会において十分協議し、行政とも協議しながら本当に必要とされる公共交通のあり方を検討していかなくてはなりません。
- ◇ 各地域別(嬉野管内、三雲管内、飯南管内、飯高管内)における今後の検討方向は、「松阪市地域公共交通システム報告書」も示されていますが、「移動手段を確保することが難しい」高齢者や障がい者に配慮した検討が今後も求められます。

（３）防災システムの確立＜市・社会福祉協議会＞

＜現状＞

昨今、能登半島地震、新潟県中越地震、台風によるたび重なる豪雨より、様々な自然災害が起こっています。また、三重県下においては、東南海地震の発生についても危惧されており、被災時には住民が助け合い、支え合えるよう地域のネットワークを整備しておくことが重要なこととなっています。

現在、市では、保健部・福祉部及び生活部において「要援護者に係る諸情報の把握と共有のあり方及び災害時における安否確認等の円滑な実施について」の検討をおこなっています。検討の内容としては、平素からの要援護者に関する諸情報の把握の仕方、収集方法などと合わせて情報の利活用について他の自治体等の動きも参考に、今後も継続して行っています。

一方、民生委員・児童委員による協議では、平成 19 年（2007 年）8 月より個人情報の取扱いと市からの情報提供ルールの見直しを進めてきました。見守り活動の中で実施している「ひとり暮らし老人調査」や 3 年毎の委員改選時に行う高齢者等の「福祉票」による調査等を実施していますが、さらに要援護者の情報を収集するため、対象者の手上げ方式も同時に行っていくことを検討しています。また、取得した情報は、電子ファイルによって保管をし、市が保有する地図情報（GIS）システム上に情報を付加（マーカーの設定等）するなど、GIS システムの有効利用の方法と合わせて検討しています。

松阪市社会福祉協議会においては、三重県社会福祉協議会より 2 ヶ年（平成 19 年度、平成 20 年度）、各年度 15 万円の助成を受け、避難訓練や安否確認訓練等をモデル的に実施しています。また、地区福祉会の選択活動のひとつとして、防災ネットワーク活動（1 地区/年間 1 万円）において活動支援を行っています。この活動は、防災カルテ（災害時要援護者のカルテ）の作成を実施条件としていますが、平成 19 年度（2007 年度）は 7 つの地区福祉会が選択し、防災カルテの作成に取り組んでいます。例えば、嬉野地区福祉会では 408 人、飯南地区福祉会では 329 人の防災カルテが回収されており、嬉野管内においてはさらにデジタルマップに要援護者宅の情報を落としこむ作業も進んでいます。

＜課題＞

- ◇ 災害時要援護者防災カルテについては、個人情報にあたることから、その保管・管理の問題があります。また、「どこで」「だれが」「何のために」「どのように」と利活用面を明確にする必要性が指摘されています。
- ◇ 市が策定している「松阪市地域防災計画」では、災害対策本部の関係対策部において避難者対策が位置づけはされていますが、福祉部及び保健部で担当する要援護者について、どうするか詳細にできていないのが現状です。

＜取り組みの方向＞

- ◇ 防災カルテにおいて、要援護者に関する必要最低限の情報を得るために、必須項目を設定し、その部分については統一を図ります。しかし、地域によって社

会資源や環境等、置かれている状況はそれぞれ異なるものであり、必須項目以外の項目については、各地域に合わせたものを作成していただきます。

- ◇ 要援護者が災害時の不安を少しでも軽減できるように、福祉避難所を設置し、避難所で必要な支援が受けられるよう機能強化を図ります。
- ◇ 松阪市個人情報保護条例との関わりでは、内閣府が平成 18 年（2006 年）に災害時要援護者の避難支援ガイドラインを改訂した際に、「平常時から要援護者の個人情報を管理共有して、要援護者対策を進めることは要援護者の利益である。」と示していることから、市に設置する個人情報保護審査会での手続きを踏まれば共有が可能と考えられます。市における情報は個人情報保護条例等の法規の定めに従い、要援護者情報の利活用ができるよう検討を進めます。また、地域（区）の自主防災組織等で収集した情報は、地域のルール（取決め等）による運用となりますが、その利活用にあたっては、市からの情報とは区別して扱うよう指導します。
- ◇ 今後は、市の防災訓練だけでなく地域における安全・防犯マップづくり、避難支援プログラムや安否確認・避難所運営訓練などのシステムづくりやマニュアルづくりなども協働・支援していきます。

（４）保健事業の充実<市>

<現状>

高齢社会の到来、生活様式等の変化に伴い、食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣を起因としたがん、脳卒中、心疾患などの生活習慣病が疾病全体で大きな割合を占め、若年期から高齢期まで増加していく傾向にあります。

すべての市民にとって「健康」は、人が幸せに生きるための重要な資源としてとられ、元気に楽しく、安心して暮らすことができるように、一人ひとりが疾病を予防し、健康の保持増進に取り組んでいくことが重要視されています。

<課題>

- ◇ 「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを基本に、すべての市民が運動、栄養、休養のバランスのとれた生活習慣を身につけ、充実した人生をおくることができるよう、地域の実情に即した市民の自主的な健康づくりを支援するとともに、若年期からの生活習慣病対策を進め、ライフステージに応じた疾病の予防、早期発見、早期治療など保健事業を推進していきます。

<取り組みの方向>

- ◇ 健康増進計画「健康まつさか21」の推進します。
「自らの健康は自らがつくる」との健康意識の高揚を図ります。
家庭を基盤とした積極的な健康づくりの実践と習慣化に努めます。
地域、グループなど市民が主体の健康づくり組織の育成を行います。
栄養・運動・休養の大切さを普及啓発します。
- ◇ 母子保健を推進します。

妊産婦の健康の保持増進と子どものこころとからだの健やかな発達を支援します。

◇ 成人保健事業を推進します。

生活習慣病予防対策を推進します。

健康診査の受診勧奨に努め、適切な保健指導の実施を図ります。

地域の実情に応じた健康教育、健康相談を実施します。

歯と口の健康づくりを進めます。

◇ 感染症予防対策を推進します。

感染症予防知識の普及、情報提供、予防接種事業などを進めます。

◇ 保健・医療・福祉体制の整備

保健事業における総合相談を推進し、医療と福祉との有機的連携を図ります。